

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 61 号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第 3 条第 1 項および港湾法第 58 条第 2 項の規定により、公有水面埋立てに関し、函館港港湾管理者函館市代表者函館市長工藤壽樹から別紙のとおり意見を求められたが、これに同意したいので議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第 3 条第 4 項

函 港 管

平成 2 9 年 2 月 3 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館港港湾管理者 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

公有水面埋立免許について

このことについて、函館港港湾区域内公有水面の埋立免許願書が下記のとおり提出され、免許できるものと判断しますので、公有水面埋立法第 3 条第 1 項および港湾法第 5 8 条第 2 項の規定によりあなたの意見を伺います。

なお、意見は本書到達の日から 6 0 日以内にご回答下さい。

記

1 出願の年月日

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

2 出願人およびその住所ならびに代表者の氏名

出 願 人 函館市

出願人の住所 函館市東雲町 4 番 1 3 号

代表者の氏名 函館市長 工藤 壽樹

3 埋立区域

(1) 位置

函館市弁天町 2 0 番 2 3 3 および 2 0 番 2 3 2 ならびに 2 0 番 2 2 3 地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ平成 2 8 年の秋分の満潮位 (D. L. +0. 86m) における公有水面と既設西防波堤との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点から⑧の地点までを順次に結ぶ公有水面と陸地との境界線および①の地点と⑧の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点緑島 (北緯 4 1 度 4 6 分 1 7 秒 1 1 3 0, 東経 1 4 0 度 4 2 分 5 8 秒 2 1 6 7) から 3 2 0 度 3 4 分 0 1

秒1, 864. 27メートルの地点

②の地点 ①の地点から351度01分55秒4. 39メートルの地点

③の地点 ②の地点から81度04分36秒164. 57メートルの地点

④の地点 ③の地点から171度00分20秒4. 88メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から261度05分02秒5. 00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から261度04分36秒144. 50メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から351度08分26秒0. 50メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から261度02分01秒13. 75メートルの地点

(3) 面積

795. 63平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市弁天町20番233, 20番232および20番223地内ならびに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 四等三角点緑島（北緯41度46分17秒1130, 東経140度42分58秒2167）から318度37分17秒1, 774. 64メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から351度01分55秒207. 23メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から81度04分36秒220. 62メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から171度04分36秒99. 02メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から261度04分36秒50. 00メートル

の地点

㊦の地点 ㊧の地点から171度00分20秒107.99メートルの地点

(3) 面積

40,282.16平方メートル

5 埋立地の用途

緑地

6 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

区 域	地 盤 高
緑 地	D. L. +2.30メートル~D. L. +2.76メートル

(2) 護岸，堤防，岸壁その他これらに類する工作物の種類および構造

名 称	種 類	構 造
緑 地 (北護岸)	A 部	護岸 (基礎工) 捨石 (本体工) コンクリート (上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. +5.20メートル
	B 部	護岸 (基礎工) 捨石 (本体工) コンクリート (上部工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. +2.60メートル
	C 部	護岸 (基礎工) [既設分：捨石] (本体工) [既設分：コンクリートブロック] (上部工) [既設分：コンクリート] (胸壁工) コンクリート 〈天端高〉 D. L. +5.20メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

①埋立工法

本埋立工事は，一体的に施行して竣功させることとし，外周の護岸を概成させ，埋立区域を外海と遮断した後，公共残土を順次投入して所定の地盤高まで仕上げる。

②埋立てに関する工事の施行順序

本埋立てに関する工事は，緑地（北護岸）A部，同B部の順に基礎工を施行させた後，緑地（北護岸）C部の上部工を施行する。

次に、緑地（北護岸）A部，同B部の順に本体工まで概成させた後，背後に埋立土砂を投入し，上部工を施行する。

また，これらの工事と並行して，工事に支障となる既設護岸の上部コンクリートを撤去する。

最後に舗装工を施行して，本埋立てに関する工事を成功させる。

③埋立てに用いる土砂等の種類

公共残土

(4) 公共施設の配置および規模の概要

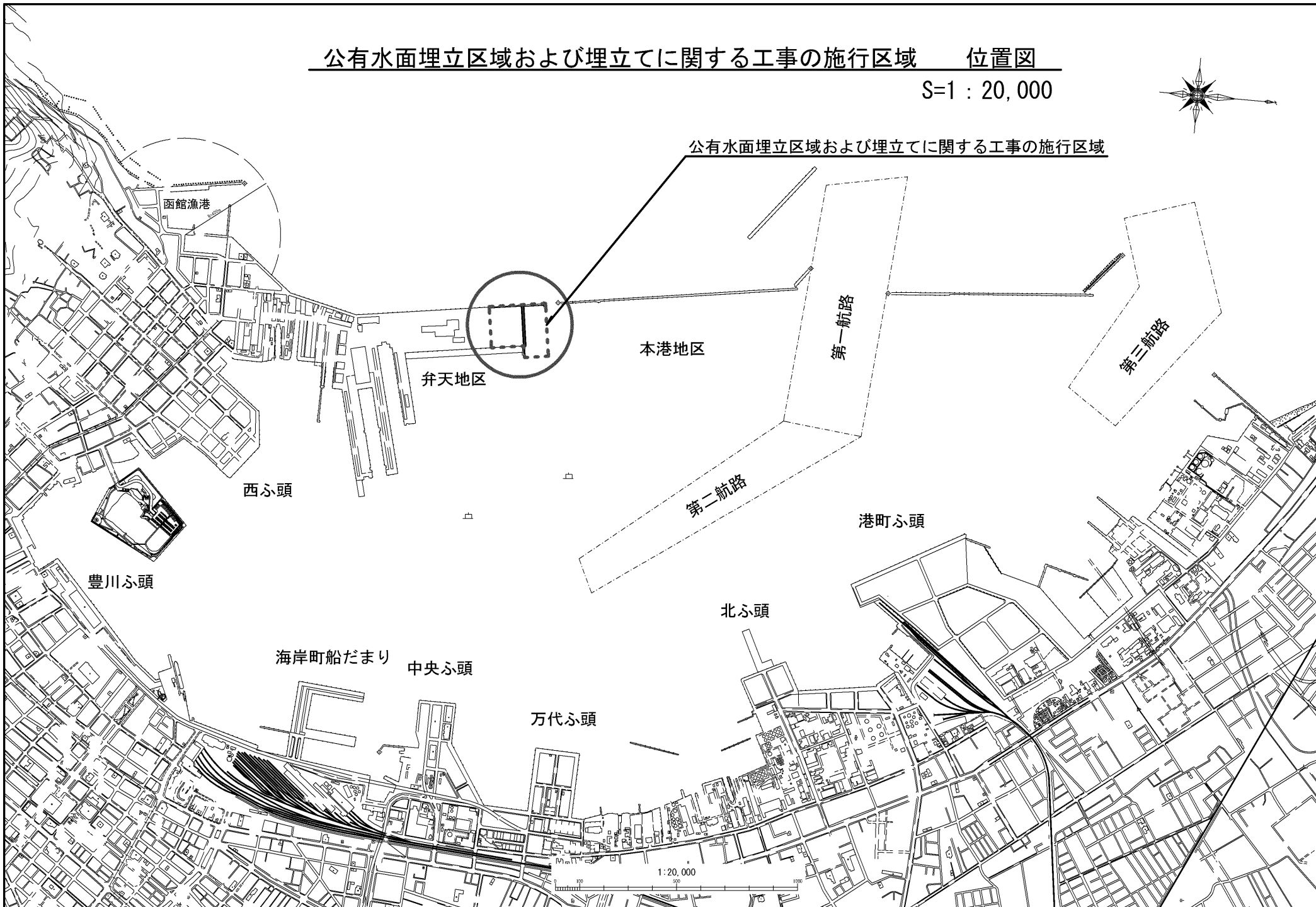
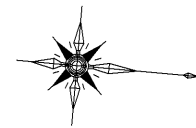
該当事項なし

7 埋立てに関する工事の施行に要する期間

4年10月

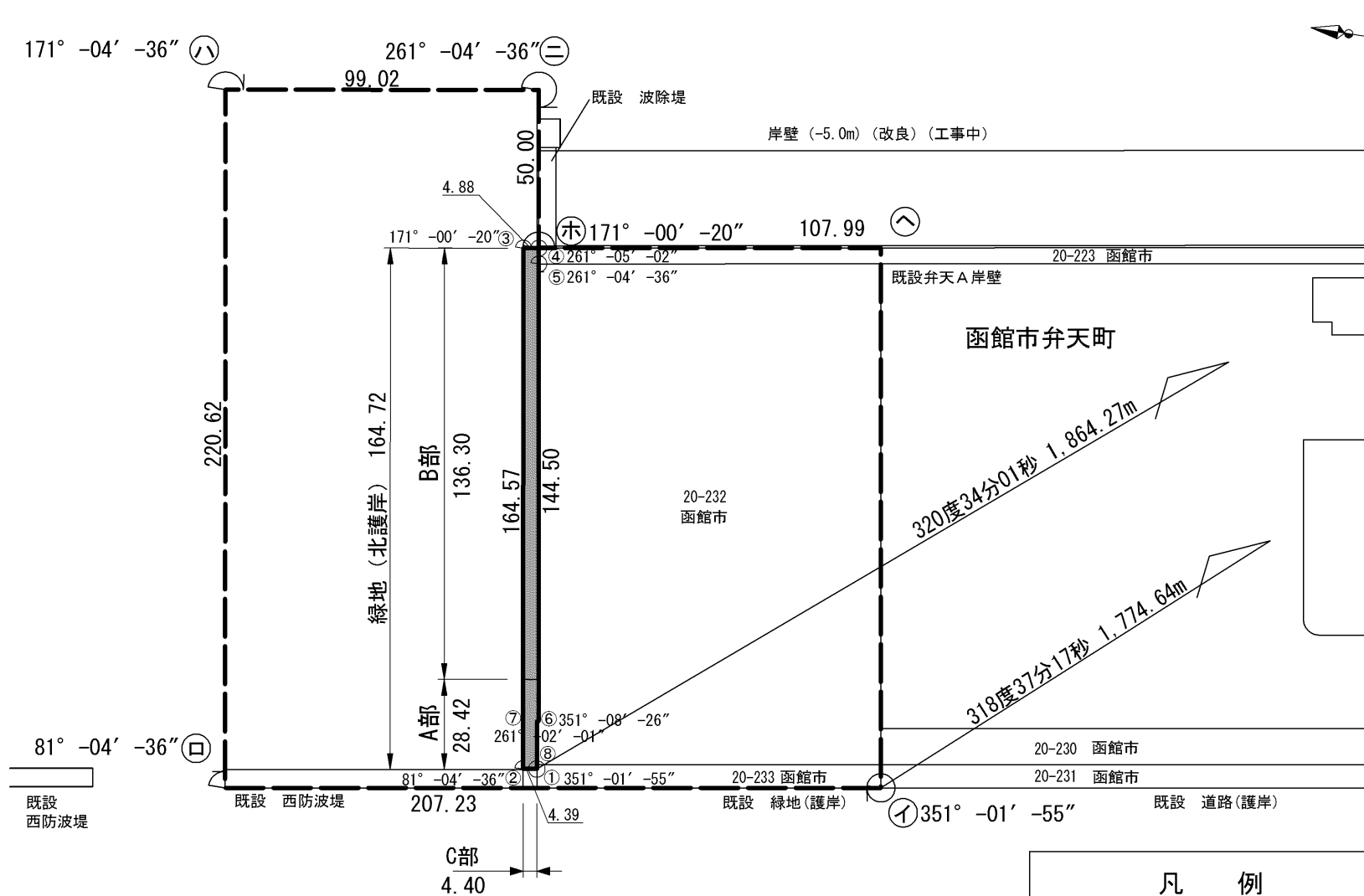
公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 位置図

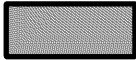

S=1 : 20,000



公有水面埋立区域および埋立てに関する工事の施行区域 平面図

S=1 : 2,000 (単位 : m)



凡 例		面積 (m ²)
	埋 立 区 域	795.63
	埋立てに関する 工事の施行区域	40,282.16